

高等教育機関における障害学生の実態と 障害学生修学支援ネットワーク事業等について

谷川 敦[†]

[†] 独立行政法人 日本学生支援機構 〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田 4259 S-3

E-mail: [†] a-tanikawa@jasso.go.jp

あらまし 独立行政法人日本学生支援機構で調査した「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」結果をもとに、高等教育機関における障害学生の実態を報告するとともに、本機構が進めている「障害学生修学支援ネットワーク事業」等について報告する。

キーワード 日本学生支援機構、ネットワーク事業、拠点校、相談事業

1. はじめに

独立行政法人日本学生支援機構は、平成 16 年 4 月に、日本育英会、(財) 日本国際教育協会、(財) 内外学生センター、(財) 国際学友会、(財) 関西国際学友会が統合して設立された。日本人、外国人の区別なく、国立、公立、私立、大学、短期大学、高等専門学校の区別なく、学生に対して経済的な支援、奨学金の貸与、留学生の支援、学生生活支援を総合的に支援する事業を展開している。

その中で、学生支援の新しい仕事として、障害のある学生に対する支援を進めるため、機構の設立と同時に特別支援課が立ち上がった。

2. 「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」の結果

平成 18 年 5 月 1 日現在で日本学生支援機構が調査した「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」(回収率 93.8%)の結果によれば、障害のある学生数は全国で約 5,000 人在籍し、全学生に占める割合は 0.16%であった。

障害種別には、視覚障害が 510 人 (10.3%)、聴覚障害 1,200 人 (24.3%)、肢体不自由 1,751 人 (35.5%)、病弱・虚弱 877 人 (17.8%)、近年問題となっている発達障害は 127 人 (2.6%) 等という結果が明らかとなった。

また、障害のある学生が 1 人も在籍していない大学等は 497 校 (42.6%)、1 人在籍は 182 校 (15.6%)、2~5 人が 273 校 (23.4%) となっており、これで 8 割以上を占める。一方、6~10 人在籍している大学等は 108 校 (9.3%)、11~20 人は 64 校 (5.5%)、21 人以上は 43 校 (3.7%) となっており、多くの障害のある学生が在籍している。

更に、障害のある学生の全てが、何らかの支援を求めているわけではなく、約 5,000 人の障害学生のうち、約 2,300 人 (45.7%) が大学等に支援を申し出、支援を受けている。障害種別には、視覚障害が 72.0%、聴覚

障害が 66.6%と高率で支援を受けており、肢体不自由では 41.2%の支援となっている。

また、支援を受けている学生が 1 人も在籍していない大学等は 699 校 (59.9%)、1 人在籍は 179 校 (15.3%)、2~5 人が 205 校 (17.6%) となっており、これらで 9 割以上を占めている。一方、6~10 人在籍している大学等は 43 校 (3.7%)、11 人~20 人は 27 校 (2.3%)、21 人以上は 14 校 (1.2%) となっている。

以上の結果から、1 人も障害のある学生が在籍していない大学等のうち、以前、受け入れたことがある大学がどれだけあるのかまでは不明であるが、多くは、今後、これから初めて障害のある学生を受け入れて行くことが予想される。また、現在、障害のある学生を受け入れている大学等においても、新たな障害種に対応しなければならないことも十分予想される。

3. 障害学生の修学支援のための情報提供

障害学生の修学支援は、各大学等が個別に支援策を整備し、対応しているところである。つまり、各大学等間において、どのような支援が行われているかといった情報等の共有化はされていないのが現状である。

そのため、一口に障害のある学生の支援と言っても、例えば、交通事故により急に障害のある学生の支援をしなければならなくなったという場合、あるいは、入試に合格し、入学時から支援体制を構築しなければならない場合等、様々なケースが想定されるところである。その際、どのように対応すれば良いかについてある程度標準化されたものがあれば、それを参考に準備することができる。

そのため、本機構では、障害のある学生の修学支援について、様々なニーズに応じた情報を提供し、大学等の状況に応じて活用して頂くべく次のような情報をとりまとめ、全国の大学等における障害のある学生の修学支援を担当している教職員の方々が利用できるよう整備してきた。

(1) 「はじめて障害学生を受け入れるにあたって」

今後、各大学等が障害学生を受け入れるにあたって必要な事項をとりまとめたもの。

(2) 「障害学生修学支援メニュー」

障害学生を受け入れた際、どのような支援が必要かをメニュー形式でまとめたもの。

(3) 「障害学生修学支援のための FAQ」

各大学等の相談に Q&A 形式で答えたもの。

これらは本機構のホームページに掲載している。

4. 障害学生修学支援ネットワーク事業

これらの取組に加え、本機構は、全国の各大学等のネットワークを構築し、様々な連携を図ることで各大学等における障害のある学生の修学支援体制を充実するため、平成 18 年度から、研修、相談事業、研究促進の 3 本柱として「障害学生修学支援ネットワーク事業」を実施している。

この事業では、当面、全国を 11 地域ブロックに区分し、各ブロックで先進的な取組を行っている大学等を「拠点校」とし、当該ブロックの障害学生修学支援体制の整備や、取組の共有化を図ることとしている。現在、宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学の 7 大学が拠点校となり、取組を進めて頂いている。

また、拠点校をサポートする機関として、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所及び筑波技術大学に「協力機関」としてご協力頂いており、本機構は事務局としてネットワーク事業の運営を行っている。

ネットワーク事業のうち、とりわけ昨年 10 月から、全国の大学等で、障害のある学生の修学支援を担当している職員等からの相談に応じる「相談事業」を開始している。障害のある学生の修学支援を担当する大学の教職員の中には、「入試の対応はどうしたら良いのか」、「施設整備の状態は十分か」、「事務局は何に気をつけなければならないのか」等々、様々な不安や疑問を抱えている者もおり、また、新たに困難な場面に遭遇することもあると思われる。そのため、各大学等の教職員（相談ができるのは各大学等の教職員に限定している。）の悩み等に対し、拠点校が相談に応えることにより、障害のある学生の修学支援を充実させ、更には障害のある学生の受け入れの促進につながることを目指しているのがこの相談事業である。

現在まで、拠点校に様々な相談が寄せられている。本機構としては、こうした相談を単に処理するだけではなく、各大学等で参考となる相談内容については、個人情報等を伏せるなど必要な加工をした上で、その回答を FAQ 形式により情報提供していくことで、各大学等の参考に役立てたいと考えている。

5. まとめ

高等教育機関における障害学生の受け入れ体制は、先進的な取組を進めている大学があるものの、全体としては十分な体制が整備されているとは言い難い状況にあると認識している。

今後、実態調査の結果を踏まえ、更に具体的な背景等を把握していく必要があると考えている。

障害のある学生の受け入れを促進するためには、当然、受け入れる大学等を支援していく必要がある。

日本学生支援機構としては、各大学等における障害のある学生の修学支援の取組を支援するため、今後の取組を精力的に進めていきたい。

文 献

[1] 障害学生修学支援情報-JASSO

http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html